

柳川市監査委員告示第4号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和6年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課）、上下水道課の定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、別紙のとおり公表します。

令和7年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 浦川 和久

目 次

令和6年度定期監査（令和6年12月期）の結果に基づく措置状況

■定期監査における指摘事項の措置状況報告書

1	建設部	
	(1)建設課	・・・ P 1
	(2)都市計画課	・・・ P 2
	(3)国土調査課	・・・ P 4
2	上下水道課	・・・ P 6

指摘事項 (1) 契約事務
ア 公園遊具保守点検業務委託契約について、請書に記載された「別紙設計仕様書及び図面のとおり」の添付がない。
措置等の内容
1 原因 請書に設計仕様書及び図面を付けておくべきでしたが、失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後ではありますが、設計仕様書及び図面を添付しました。
3 再発防止策の内容 再度、課内で周知徹底を図るとともに、作成した契約書を上司が確認を行うことで再発防止に努めます。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部都市計画課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 公園等の清掃業務委託契約（単価契約）について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
措置等の内容
<p>1 原因 本業務の契約に合わせ契約書の作成を行いました。契約保証金に関する条項を記載しているものと思込み、確認を怠っていたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 本件と同様の業務委託と契約書の記載様式の統一を行います。また、契約時の再確認を実施し、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 下記の契約について、契約事務規則第 29 条の規定に基づいて契約保証金を免除しているが、適用号数が誤っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西鉄柳川駅自由通路防犯カメラ設備更新工事請負契約 ・公園等環境保全業務委託契約（大沢農村公園）
措置等の内容
<p>1 原因 該当する適用号数に対し、誤って判断していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則等を課内職員で確認を行いました。 今後このようなことが無いよう、チェック体制を強化し、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 公園清掃業務委託契約 (YOU・遊の森公園) について、予定価格調書を入れる封筒に封印がなされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 起案決裁後、確認することを怠っていたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項について課内で情報を共有しました。 今後このようなことが無いよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) その他
ア 西鉄柳川駅東口駐車場運営管理について、私人に売上管理業務 (回収業務) を委託しているが、法第 243 条の 2 及び財務規則第 47 条に規定する公金の徴収委託に関する事務手続が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 本件業務に含まれる売上回収業務について「私人の公金取扱い」に該当する認識が不足していたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 「私人の公金取扱い」について課内で情報を共有しました。 公金の取扱い (徴収委託) に係る契約方法、事務手続きについて検討を進めており、検討結果を踏まえ、来年度の契約事務及び事務処理に反映するとともに、地方自治法及び柳川市財務規則に則り適正な事務手続きの徹底に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ア 市有地売買契約について、用途廃止財産売却申請者は法人であるが、市有地売買契約者(買受人)は同法人ではなく、同法人の代表者である個人と契約締結している。
措置等の内容
<p>1 原因 柳川市用途廃止財産の処分に関する要綱では、個人申請で受理すべきであったところ、確認不足により法人で受付けてしまったことによるもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 法人の代表者と個人は同一人物であり、すでに契約締結しているため不措置とした。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市用途廃止財産の処分に関する要綱の再確認と、申請書を複数人で確認しチェック体制の強化をはかる。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 複合機プリントサービス契約書について、契約者(相手方)の所在地が記載されておらず、また、契約は単年度契約であるが、自動更新条項が規定されている。
措置等の内容
<p>1 原因 契約内容の確認を怠ったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約者(相手方)との協議により自動更新を行わないことを確認し不措置とした。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当職員並びに課内にて契約事務規則の確認を行い、契約前に契約書の確認を徹底する。</p>

指摘事項 (2) その他
ア 法定外公共物占用許可について、道路占用料徴収条例に準じた占用料の積算がなされていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 道路占用料徴収条例の認識不足による占用料積算の誤り。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』 現行の道路占用料徴収条例のどの項目で積算するべきか検討する。合わせて該当地の払下げを推進する。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で道路占用料徴収条例の認識を高め、再確認を行う。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

上下水道課（下水道事業）

指摘事項（1） 支出事務	
ア	上宮永町・弥四郎町地内下水道設計業務委託料の支出負担行為書(変更)について、決裁権者の押印がない。
措置等の内容	
1	原因 柳川市公営企業事務決裁規程の確認不足と専決に関するマスタ設定の誤りによるもの。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約を締結し、業務が完了しているため。
3	再発防止策の内容 専決に関するマスタ設定を修正した。今後のチェック体制を強化する。

指摘事項（2） 契約事務	
ア	下記の契約について、契約事務規則第 29 条第 6 号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。 ・柳川浄化センター水処理用薬品(ポリ塩化アルミニウム)単価契約 ・柳川浄化センター汚泥脱水用薬品(ポリ硫酸第二鉄)単価契約 ・柳川浄化センター汚泥脱水用薬品(高分子凝集剤)単価契約
措置等の内容	
1	原因 契約事務規則第 29 条第 6 号に規定する即納の意味を取り違えていたため。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に締結した契約であるため。
3	再発防止策の内容 職場内で研修を行い、即納の具体的例を示してその意味を確認した。